

平成 30 年度独立行政法人家畜改良センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人家畜改良センターは、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 30 年度独立行政法人家畜改良センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 家畜改良センターにおける平成 29 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 257 件、契約金額は 14.70 億円である。また、競争性のある契約は 248 件(96.5%)、14.32 億円(97.4%)、競争性のない契約は 9 件(3.5%)、0.38 億円(2.6%)となっている。

平成 28 年度と比較して、件数、金額とも減少しているが、金額の 2.23 億円減(△13.2%の減)は、施設整備費の減少(△1.4 億円)によるところが大きい。競争性のない契約の割合については、件数が 6 件減(40%の減)となっている。

競争性のない契約の主な要因は、機械設備の保守点検について、製造メーカーでなければ対応ができないこと等によるものであるが、事前に契約審査委員会を開催し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を行ったところである。

表 1 平成 29 年度の家畜改良センターの調達全体像 (単位：件、億円)

	平成 28 年度		平成 29 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(94.8%) 276	(95.0%) 16.09	(96.5%) 248	(97.4%) 14.32	(△10.1%) △28	(△11.0%) △1.77
企画競争・公募	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0
競争性のある契約(小計)	(94.8%) 276	(95.0%) 16.09	(96.5%) 248	(97.4%) 14.32	(△10.1%) △28	(△11.0%) △1.77
競争性のない随意契約	(5.2%) 15	(5.0%) 0.84	(3.5%) 9	(2.6%) 0.38	(△40%) △6	(△54.8%) △0.46
合計	(100%) 291	(100%) 16.93	(100%) 257	(100%) 14.70	(△11.7%) △34	(△13.2%) △2.23

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 29 年度の対 28 年度伸率である。

(2) 家畜改良センターにおける平成 29 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 68 件(28.6%)、契約金額は 3.2 億円(23.1%)である。

平成 28 年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数は 2 件減(△2.9%の減)、金額は 0.68 億円減(△17.5%の減)となっている。件数の減については、主に、積極的な応札者の発掘、公告期間の十分な確保及び業務の品質確保ができる必要最低限の仕様とする等の取組によるものと考えられる。金額の減については、主に施設整備費について前年度と比較して約 0.35 億

円減となっているためである。

表2 平成29年度の家畜改良センターの一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成28年度	平成29年度	比較増△減
2者以上	件数	194 (73.5%)	170 (71.4%)	△24 (△12.4%)
	金額	11.49 (74.8%)	10.69 (77.0%)	△0.8 (△7.0%)
1者以下	件数	70 (26.5%)	68 (28.6%)	△2 (△2.9%)
	金額	3.88 (25.2%)	3.20 (23.1%)	△0.68 (△17.5%)
合計	件数	264 (100%)	238 (100%)	△26 (△9.8%)
	金額	15.37 (100%)	13.88 (100%)	△1.48 (△9.6%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成29年度の対28年度伸率である。

(注4) 表1の「競争性のある契約」の件数、金額には不落随意契約を含むが、表2には含まないため、係数は一致しない。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、以下の適正な契約関係と事務の効率化等の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 適正な契約と事務の効率化

契約の適正化及び効率化について検証を行い、その結果必要であれば規程を改正するなど、より一層の適正化・効率化を進める。【検証内容を契約監視委員会に報告】

(2) 一者応札の解消

調達を行うにあたっては、競争性のある契約に占める一者応札の割合を抑制するよう取組を推進するものとする。【一者応札の割合（件数）：中期目標の指標である30%以下とする】

具体的には、①～③を基本とする取組を積極的に行うこととする。

- ① 業務の品質確保ができる必要最低限の仕様設定とし、複数メーカーが応札可能となるように調整する。
- ② 公告期間を十分に確保し、かつ余裕をもった納期設定とする。
- ③ より多くの事業者が応札できるよう入札情報のPRに努める。

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 新たな随意契約に関する内部統制の確立

新たな随意契約を締結することとなる案件（工事250万円以上、物品の購入160万円以上、役務100万円以上）については、事前に契約審査委員会を開催し、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けるものとする。【契約審査委員会における事前審査実施率：100%】

(2) 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組

① 会議、研修の場あるいは文書等により、機会あるごとに不祥事発生の未然防止・再発防止について周知を行う。【年4回以上実施】

② 公的研究費の適正執行のためe-ラーニング研修を実施し、適正な調達ルール の浸透を図る。

【e-ラーニング研修の実施】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討委員会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 総務担当理事

副総括責任者 管財課長

メンバー コンプライアンス推進室長、総務課長、会計課長

(2) 契約監視委員会

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、新規の随意契約や一者応札・応募案件についての改善の可否に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、家畜改良センターのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

